

(別添)

## 出荷制限解除後の出荷・検査管理方針

### 1 解除後の検査計画

「出荷制限解除後の検査計画と出荷管理」における出荷制限を解除された地域（以下「解除地域」）で捕獲されるイノシシの安全性を確保するため、当該個体を受け入れる処理加工施設の所在する市町は、定期的な検査を実施する。

### 2 解除後の出荷管理

解除地域で捕獲されたイノシシを処理加工施設で受け入れるにあたり、処理加工施設は、識別のための個体番号を付すとともに搬入・処理管理台帳を作成し、その写しを市町村に提出する。また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び捕獲地（市町村名）の表示を行う。

### 3 検査により基準値を超過する結果が判明した個体の対応

検査結果が基準値を超過した場合は、当該個体が確実に廃棄されたことを所在市町の職員が確認する。また、当該個体の肉が流通している場合、当該肉が処理加工施設により回収され、確実に廃棄されたことを所在市町の職員が確認する。

### 4 検査により基準値を超過した後の対応

検査結果が基準値を超過した個体の捕獲地点から半径10km圏内で捕獲されたイノシシについては、全頭を検査し、基準値を下回ることを確認した個体のみを出荷する。

### 5 検査により基準値を超過した後の検査強化の解除

4により検査強化を実施した後、一定期間にわたって十分な検体数の検査をした結果当該市町村及びその外縁から周囲10km圏内において、放射性物質濃度が安定して低水準であり、かつ低下傾向であることを確認できた場合は、検査強化を解除する。

### 6 再度出荷停止が指示された場合の対応

処理加工施設は、市町と連携し、「千葉県出荷・検査方針」に従ったイノシシ肉の放射性物質検査を実施する体制を整備する。この検査において、放射性物質濃度が基準値を下回ることが確認された場合は、検査したイノシシ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。

### 7 検査結果通知書の発行

本方針に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、千葉県又は所

在市町が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を処理加工施設に対して発行し、随時、情報共有を図る。

#### 8 関係者への周知

千葉県は解除後の市町村と連携し、本方針の内容について、所在する処理加工施設、関係機関・団体、捕獲者へ周知を図る。